

政令第四百二十四号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改め、同条中「第二条第三項第二号」を「第二条第三項第三号」に改め、同条各号中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改める。

附 則

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。

理 由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、位置情報無承諾取得等として規制の対象となる位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為を定める必要があるからである。